

施行日 平成 25 年 4 月 1 日  
改正日 令和 4 年 9 月 5 日

## 大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金交付要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市内の民間保育所等の職員を対象に実施する大阪市特別支援保育実践交流研修（以下「研修」という。）への参加経費の一部を補助することにより、研修参加を促進し、障がいのある子どもの民間保育所等における受入れに係る環境整備を図ることを目的として、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間保育所等とは、児童福祉法第 35 条第 4 項の認可を受けた大阪市内の保育所のうち、大阪市以外の者が設置する保育所（保育所型認定こども園を含む）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（学校法人立を除く）をいう。
- (2) 公立保育所とは、児童福祉法第 35 条第 3 項で定める児童福祉施設のうち、大阪市が設置する保育所をいう。
- (3) 障がいのある子どもとは、障がいや発達上の課題が見られる子どもで、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (4) 研修とは、障がいのある子どもの民間保育所等への入所を円滑にすることを目的として、本市が民間保育所等の職員を対象に実施する研修（期間は 8 日間を基本とする。）をいう。

### (補助の対象及び、補助金額)

第 3 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象」という。）及び補助金の額は次のとおりとし、8 日間を上限として、研修参加職員の勤務する民間保育所等の設置者に対し、予算の範囲内で交付する。

- (1) 民間保育所等が職員を研修に参加させる際に、大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 5 条（幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第 5 条）に規定される、保育士の配置基準を充足しない期間における代替職員を雇用するために新たに要する経費を補助対象とし、補助金額については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱（令和元年 9 月 6 日制定、人事給 12 中、別表第 3 の(3)報酬等を時間額で支給する職の表において「保育補助員」の職として報酬等額の最高上限額に規定される金額とする。）
- (2) 研修に参加する職員の出張にかかる経費を補助対象とし、補助金額については、研修に参加する職員が勤務する民間保育所等から研修実施場所までの交通機関のうち、最も合理的かつ経済的な交通機関を利用した交通費とする。

#### (補助条件)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に定める条件を満たさなければならない。

- (1) 研修参加職員が研修の全課程を修了すること。
- (2) 代替職員は新たに雇用すること。ただし、代替職員を雇用することができない場合には、既に雇用している職員で対応することができるものとする。

#### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金交付申請書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、事業開始の30日前までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 代替職員を新たに雇用する場合には、雇用契約書等の写し
- (4) 代替職員の業務を既雇用職員で対応する場合には、代替業務を既雇用職員によって分担していることが確認できる資料

#### (交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的・内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請にかかる全ての書類到達後30日以内（補正等の期間除く）に当該申請に係る補助金の交付の決定または補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

#### (申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定により、これに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金交付申請取下書（様式第4号）により、申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げを行うことができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して、10日とする。

(交付の時期等)

第8条 市長は、補助事業の完了後、第14条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から、請求を受けた日から30日以内に、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は、次のとおりとする。ただし、補助事業の目的に変更のない場合に限る。

- (1) 補助金額の変更を伴わない研修参加職員の変更
- (2) 補助金額の変更を伴わない代替職員の変更

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の変更が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業等の適正な執行)

第11条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第12条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で、職員に当該補助事業者の事務所等に立入り、帳簿書類等を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は、補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金実績報告書（様式第8号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 代替職員を新たに雇用した場合には、契約書等の写し及び代替業務に係る給与等を支払ったことを証明する書類（受領印のあるもの）

- (4) 代替職員を既雇用職員で対応した場合には、代替業務を既雇用職員によって分担したことが確認できる資料及び代替業務に係る給与等を支払ったことを証明する書類（受領印のあるもの）

（補助金の額の確定等）

第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金額確定通知書（様式第 9 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第 15 条 規則第 17 条第 3 項の規定による通知は、市長は大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により、通知するものとする。

（関係書類の整備）

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類・帳簿等を常に整備し、第 13 条の通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

附則

この要綱は、平成 25 年 8 月 19 日から施行する。

附則（平成 26 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 5 月 1 日改正）

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 11 月 29 日改正）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この改正要綱は、平成 30 年 11 月 29 日に施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 31 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和元年 5 月 1 日改正）

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 11 月 27 日改正）

この要綱は、令和 2 年 11 月 27 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 3 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 4 年 9 月 5 日改正）

この要綱は、令和 4 年 9 月 5 日から施行する。

[様式第1号]

年 月 日

大阪市長 様

施設名  
設置者所在地  
設置者名  
代表者名

### 大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金交付申請書

標記の補助金について交付を受けたいので、大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

記

#### 1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

補助金の額	金			円（下記の各区分のうち少ない額の合計）
算出の基礎	代替職員任用経費	補助基準額		円
		支出予定額		円
	研修参加交通費			円

#### 2 補助事業の名称、目的及び内容

補助事業名称	大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金
目的	研修に参加するための経費を大阪市が負担することで研修への参加を促進し、障がい等により特別に支援を要する乳幼児の民間保育所等における受け入れにかかる環境整備を図る
補助事業の内容	別紙1 事業計画書のとおり

#### 3 添付書類

- (1)事業計画書（別紙1）
- (2)收支予算書（別紙2）
- (3)代替職員を新たに雇用する場合には、本人確認ができる書類の写し
- (4)代替職員の業務を既雇用職員で対応する場合には、代替業務を既雇用職員によって分担していることが確認できる資料

## 【別紙1】

## 事業計画書&lt;大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金&gt;

施設名

## (1) 研修参加職員及び研修実施場所

研修 参加 職員	氏名			年　月　日　生
	勤務施設	所在地		
		施設名		
	本来の勤務時間	時　分　～　時　分		時間(小数点以下四捨五入)
	研修期間 (補助事業実施期間)	年　月　日　～　年　月　日		年　月　日 [通算　日間]
	研修実施場所	所在地		
		施設名		

## (2) 代替職員及び雇用経費の内訳 (代替職員専用経費を申請する時のみ記入)

代替 職員	氏名			年　月　日　生
	採用種別	新規採用者		既雇用者
	雇用形態	非常勤　その他 ( )		
	任用(代替)期間	年　月　日　～　年　月　日		[通算　日間]
	任用期間中の代替勤務時間	時　分　～　時　分	時間(小数点以下四捨五入)	
	代替勤務日数	日		
	実支給予定額	円(1時間単価)		円×時間×日)

代替 職員	氏名			年　月　日　生
	採用種別	新規採用者		既雇用者
	雇用形態	非常勤　その他 ( )		
	任用(代替)期間	年　月　日　～　年　月　日		[通算　日間]
	任用期間中の代替勤務時間	時　分　～　時　分	時間(小数点以下四捨五入)	
	代替勤務日数	日		
	実支給予定額	円(1時間単価)		円×時間×日)

代替 職員	氏名			年　月　日　生
	採用種別	新規採用者		既雇用者
	雇用形態	非常勤　その他 ( )		
	任用(代替)期間	年　月　日　～　年　月　日		[通算　日間]
	任用期間中の代替勤務時間	時　分　～　時　分	時間(小数点以下四捨五入)	
	代替勤務日数	日		
	実支給予定額	円(1時間単価)		円×時間×日)

(3) 研修参加に要する経費（補助対象経費）

支出予定額	円(下記の各区分の合計)		
算出の基礎	代替職員任用経費 (代替職員 ~ の計)	円(実支給予定額の合計)	日(任用日数の合計)
	研修参加交通費 (勤務地 研修実施場所)	円( 駅 × 日 )	駅

(4) 児童数と研修受講者の状況 ( 代替職員任用経費を申請する時のみ記入 )

( 年 月 日現在 )

年齢	児童数	保育士数	うち研修既受講者	研修受講者 (該当に )	要保育士数	事務処理欄 ( )
0歳	人	人	人	人	人	人
1歳	人	人	人	人	人	人
2歳	人	人	人	人	人	人
3歳	人	人	人	人	人	人
4歳	人	人	人	人	人	人
5歳	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人

太枠の中だけ記入してください

要保育士数は年齢毎に入所児童数を配置基準で除し、 少数点第1位(2位以下切捨て)までを記入

## 【別紙2】

## 收支予算書 &lt;大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金&gt;

施設名

収支別	項目	明細		金額
収入	大阪市特別支援保育 実践交流研修事業補助金	代替職員任用経費	円	円
		研修参加者交通費	円	円
	その他( )			円
	その他( )			円
	計			円
支出	大阪市特別支援保育 実践交流研修事業参加経費	代替職員任用経費	円	円
		研修参加者交通費	円	円
	差引			円

[ 様式第 2 号 ]

大阪市指令こ青第  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市特別支援保育実践交流研修事業（補助金交付）実施要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) 事業の実施に際して入手した個人情報は、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理すべきこと。
- (6) その他、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）及び大阪市特別支援保育実践交流研修事業（補助金交付）実施要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

[ 様式第 3 号 ]

大阪市指令こ青第  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市特別支援保育実践交流研修事業（補助金交付）実施要綱第 6 条 2 項の規定により通知します。

（交付しない理由）

[様式第4号]

年　月　日

大阪市長様

施設名  
設置者所在地  
設置者名  
代表者名

大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金交付申請取下書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて通知のあった大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金の交付決定について、大阪市特別支援保育実践交流研修事業（補助金交付）実施要綱第7条の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日　　年　月　日

2 取下げの理由

〔様式第5号〕

年　月　日

大阪市長 様

施設名  
設置者所在地  
設置者名  
代表者名

### 大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金変更承認申請書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて補助金の交付決定を受けた  
補助事業について、大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金交付要綱第9条の規定に  
より、次のとおり変更の承認を申請します。

記

#### 1 変更する内容及びその理由

---

---

---

#### 2 補助金交付変更申請額及び既に交付決定を受けた補助金額

変更後	変更申請額	金 円 (下記の各区分のうち少ない額の合計)				
	算出の基礎	代替職員任用経費	補助基準額	円		
		支出予定額		円		
	研修参加交通費				円	
変更前	既交付決定額	金 円 (下記の各区分のうち少ない額の合計)				
	算出の基礎	代替職員任用経費	補助基準額	円		
		支出予定額		円		
研修参加交通費					円	
増減額( - )		円				

#### 3 添付書類

- (1) 事業計画書変更届（別紙1）
- (2) 収支予算書変更届（別紙2）
- (3) 計画変更後、代替職員を新たに雇用する場合には、本人確認ができる書類の写し
- (4) 計画変更後、代替職員の業務を既雇用職員で対応する場合には、代替業務を既雇用職員によって分担していることが確認できる資料

## 【別紙1】

## 事業計画書変更届 &lt;大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金&gt;

施設名 \_\_\_\_\_

## 1 研修に係る変更内容の内訳

( 研修参加職員の変更 研修実施場所の変更 )

変更後	氏名			年 月 日 生
	本来の勤務時間	時 分 ~ 時 分		時間(小数点以下四捨五入)
	研修期間 (補助事業実施期間)	年 月 日 ~	年 月 日	
	研修実施場所	所在地		
		施設名		
変更前	氏名			年 月 日 生
	本来の勤務時間	時 分 ~ 時 分		時間(小数点以下四捨五入)
	研修期間 (補助事業実施期間)	年 月 日 ~	年 月 日	
	研修実施場所	所在地		
		施設名		

## 2 変更後の研修参加に要する経費(補助対象経費)

支出予定額	円(下記の変更後の額)		
算出の基礎	変更後 (勤務地 研修実施場所)	円( 駅 × 日 )	駅
	変更前 (勤務地 研修実施場所)	円( 駅 × 日 )	駅

### 3 代替職員に係る変更内容の内訳

( 代替職員の変更 労働条件の変更 )

変 更 後	氏名		年 月 日 生
	採用種別	新規採用者	既雇用者
	雇用形態	非常勤 その他 ( )	
	任用(代替)期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (通算 日間)	
	任用期間中の代替勤務時間	時 分 ~ 時 分	時間(小数点以下四捨五入)
	代替勤務日数	日	
	実支給予定額	円(1時間単価)	円 × 時間 × 日)
変 更 前	氏名		年 月 日 生
	採用種別	新規採用者	既雇用者
	雇用形態	非常勤 その他 ( )	
	任用(代替)期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (通算 日間)	
	任用期間中の代替勤務時間	時 分 ~ 時 分	時間(小数点以下四捨五入)
	代替勤務日数	日	
	実支給予定額	円(1時間単価)	円 × 時間 × 日)

複数の代替任用職員の変更が生じる場合は、様式を複写して記載してください。

### 4 変更後の代替職員雇用経費(補助対象経費)

支出予定額	円(下記の変更後の額)	
算出の基礎	変更後 (代替職員任用経費の計)	円(支給予定額の合計) 日(任用日数の合計)
	変更前 (代替職員任用経費の計)	円(支給予定額の合計) 日(任用日数の合計)

複数の代替任用職員の変更が生じる場合は、1人の記載様式にのみ代替任用経費合計額の変更前後を記載してください

## 【別紙2】

## 収支予算書変更届 &lt;大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金&gt;

## 施設名

取支別	項目	明細		金額
収入	大阪市特別支援保育 実践交流研修事業補助金	代替職員任用経費	円	円
		研修参加者交通費	円	円
	その他( )			円
	その他( )			円
	計			円
支出	大阪市特別支援保育 実践交流研修事業参加経費	代替職員任用経費	円	円
		研修参加者交通費	円	円
差引				0 円

[ 様式第 6 号 ]

年　月　日

大 阪 市 長 様

施設名  
設置者所在地  
設置者名  
代表者名

大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金中止・廃止承認申請書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市特別支援保育実践交流研修事業（補助金交付）要綱第9条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

（中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間））

[ 様式第 7 号 ]

大阪市指令こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金  
事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金について、大阪市特別支援保育実践交流研修事業（補助金交付）実施要綱第 10 条の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更決定の理由

〔様式第8号〕

年　月　日

大阪市長 様

施設名  
設置者所在地  
設置者名  
代表者名

### 大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金実績報告書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて補助金の交付決定を受けた  
補助事業について、大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金交付要綱第13条の規定に  
より、次のとおり実績を報告します。

記

#### 1 補助金の交付予定額及びその算出の基礎

補助金の額	金			円（下記の各区分のうち少ない額の合計）
算出の基礎	代替職員 任用経費	補助基準額		円
		実支出額		円
	研修参加 交通費			円

#### 2 補助事業の名称及び補助事業の実績

補助事業名称	大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金
補助事業の実績	別紙1 事業実績報告書のとおり

#### 3 添付書類

- (1)事業実績報告書（別紙1）
- (2)収支決算書（別紙2）
- (3)代替職員を新たに雇用した場合には、契約書等の写し及び給与等を支払ったことを証明する書類（受領印のあるもの）
- (4)代替職員を既雇用職員で対応した場合には、代替業務を既雇用職員によって分担したことが確認できる資料と、代替業務に係る給与等を支払ったことを証明する書類（受領印のあるもの）

## 【別紙 1】

## 事業実績報告書 &lt;大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金&gt;

施設名 \_\_\_\_\_

## (1) 研修参加職員及び研修実施場所

研修 参加 職員	氏名			年 月 日 生	
	勤務施設	所在地			
		施設名			
	本来の勤務時間	時 分	~	時 分	時間(小数点以下四捨五入)
	研修期間 (補助事業実施期間)	年 月 日	~	年 月 日	通算
		年 月 日	~	年 月 日	(日間)
	研修実施場所	所在地			
施設名					

## (2) 代替職員及び雇用経費の内訳 (代替職員任用経費を申請する時のみ記入)

代替 職員	氏名			年 月 日 生	
	採用種別	新規採用者		既雇用者	
	雇用形態	非常勤	その他 ( )		
	任用(代替)期間	年 月 日	~	年 月 日	[通算 日間]
	任用期間中の代替勤務時間	時 分	~	時 分	時間(小数点以下四捨五入)
	代替勤務日数	日			
	実支給予定額	円(1時間単価)		円 × 時間 × 日	

代替 職員	氏名			年 月 日 生	
	採用種別	新規採用者		既雇用者	
	雇用形態	非常勤	その他 ( )		
	任用(代替)期間	年 月 日	~	年 月 日	[通算 日間]
	任用期間中の代替勤務時間	時 分	~	時 分	時間(小数点以下四捨五入)
	代替勤務日数	日			
	実支給予定額	円(1時間単価)		円 × 時間 × 日	

代替 職員	氏名			年 月 日 生	
	採用種別	新規採用者		既雇用者	
	雇用形態	非常勤	その他 ( )		
	任用(代替)期間	年 月 日	~	年 月 日	[通算 日間]
	任用期間中の代替勤務時間	時 分	~	時 分	時間(小数点以下四捨五入)
	代替勤務日数	日			
	実支給予定額	円(1時間単価)		円 × 時間 × 日	

## (3) 研修参加に要した経費(補助対象経費)

実支出額	円(下記の各区分の合計)		
算出の基礎	代替職員任用経費 (代替職員 ~ の計)	円(支給予定額の合計) 日(任用日数の合計)	
	研修参加交通費 (勤務地 研修実施場所)	円( 駅 × 日 )	駅

## 【別紙2】

## 収支決算書 &lt;大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金&gt;

施設名

収支別	項目	明細		金額
収入	大阪市特別支援保育 実践交流研修事業補助金	代替職員任用経費	円	円
		研修参加者交通費	円	円
	その他( )			円
	その他( )			円
		計		円
支出	大阪市特別支援保育 実践交流研修参加経費	代替職員任用経費	円	円
		研修参加者交通費	円	円
		差引		円

[ 様式第 9 号 ]

大こ青第  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金については、次のとおり補助金額を確定したので大阪市特別支援保育実践交流研修事業（補助金交付）実施要綱第 14 条の規定により通知します。

確定金額 金 円

〔様式第10号〕

大阪市指令こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した、大阪市特別支援保育実践交流研修事業補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、大阪市特別支援保育実践交流研修事業（補助金交付）実施要綱第15条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消し決定の理由